

「基金のあり方」に関する検討について

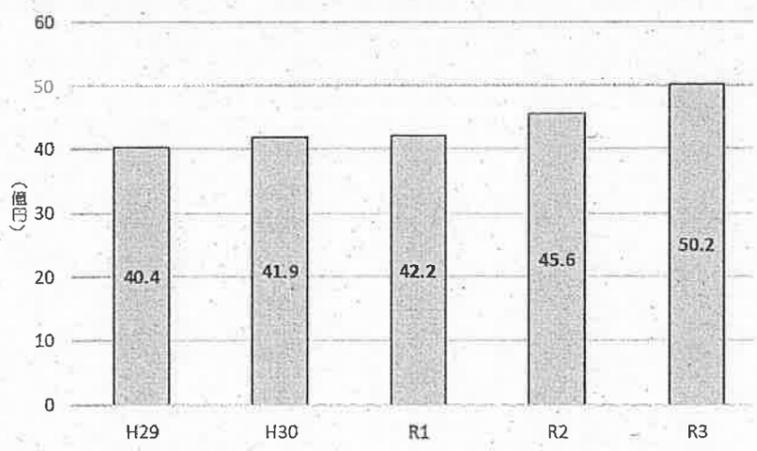
1. 基金とは

- 基金とは、地方自治法第 241 条に基づき、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産を指します。
- その種類は、地方財政法第 4 条の 3 及び第 7 条の規定に基づく資金として財源調整及び財政需要に対処するための資金の積み立てや、ある特定の事業を実施するために積み立てられる資金などがあります。(別紙「帯広市基金一覧」参照)

2. 基金を取り巻く状況

- 平成 16 年：長引く低金利政策を受けて「果実運用型」から「元金取崩型」へと運用方針を転換。
- 平成 20 年：ふるさと納税制度が開始されたことに伴い、寄附金については寄附者の意向に沿った既存基金に積み立てる運用を開始。
- 平成 29 年：返礼品を導入して以降、ふるさと納税制度による寄附金が伸長しており、特定目的基金への積立額が増加傾向にある。一方で、ふるさと納税制度による個人住民税控除により、一般財源である市税収入が流失し、用途が特定される基金への積立が増加しており、財源の硬直化が生じている。
- 令和 5 年：帯広市が主体となった新たな高等教育機関の設置に向けた取組の終了に伴い、高等教育整備基金条例の廃止を予定。

【特定目的基金残高の推移（一般会計分）】

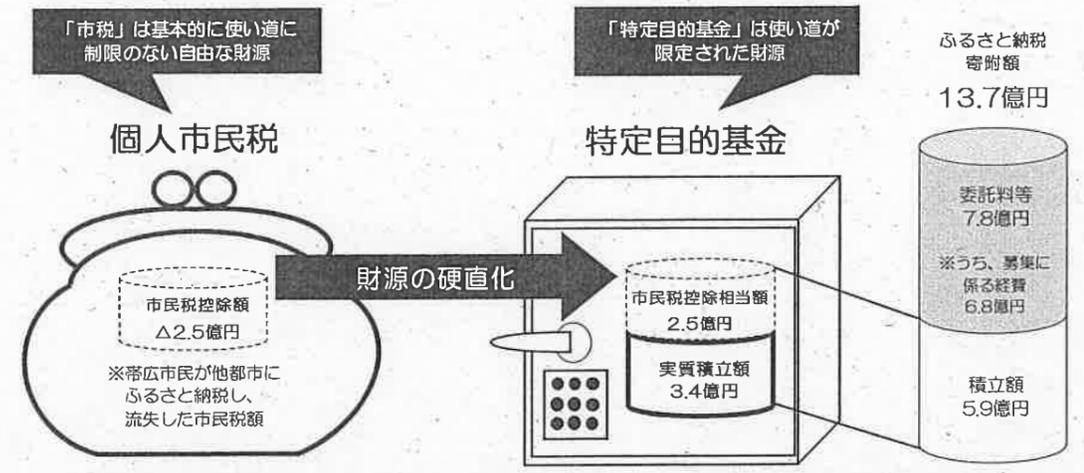


【ふるさと納税額の推移】

	H29	H30	R1	R2	R3
ふるさと納税額	51	57	74	591	1,374
うち、基金積立額	35	34	45	314	593

(単位：百万円)

【ふるさと納税制度による硬直化とは】

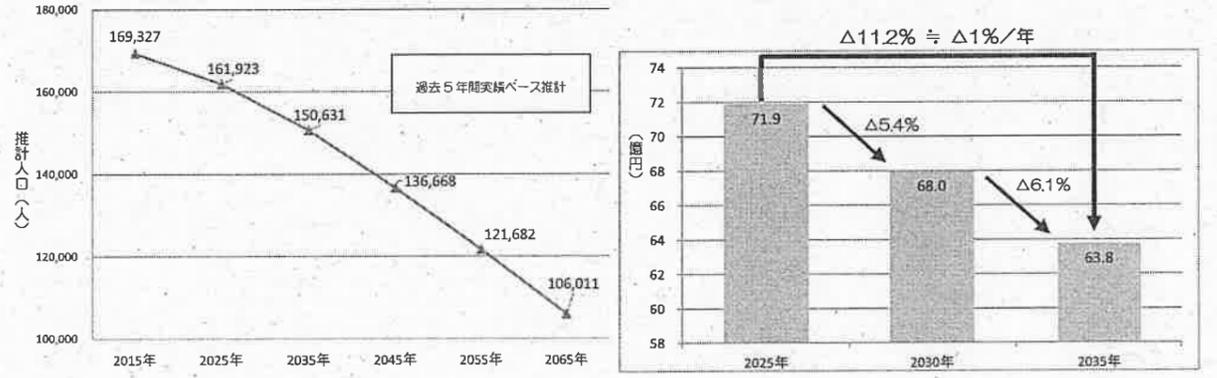


- 帯広市民が他の自治体に寄附する額も年々増えています。令和 3 年度の場合、帯広市の市税が約 2.5 億円減少しています。
- 一方で、他の自治体から帯広市にふるさと納税することで約 13.7 億円が入ってきますが、その 13.7 億円の中から、ふるさと納税を募集するために係る費用など約 7.8 億円を差し引いた、約 5.9 億円を基金に積み立てています。
- 本来用途の制限のない財源（市税）が基金に積み立てられることで、用途の制限がある財源（基金）になることを硬直化と呼んでいます。

3. 厳しさを増す財政運営

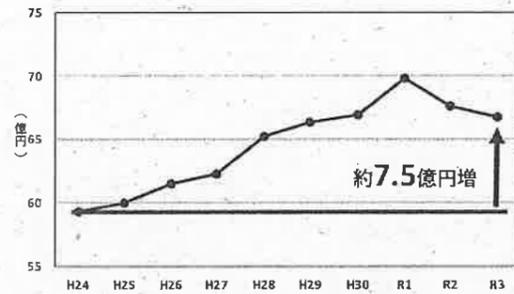
- 歳入の柱である市税は、(生産年齢)人口減少の影響などから減少傾向で推移していくものと予想されます。
- 単純に個人市民税調定額を生産年齢人口で除した額に、将来の生産年齢人口推計値を乗じた個人市民税推計額は、毎年 1% 以上減少していくことになります。

【左図：将来人口シミュレーション、右図：実績ベース推計に基づく個人市民税の推移】(引用元：帯広市人口ビジョン)

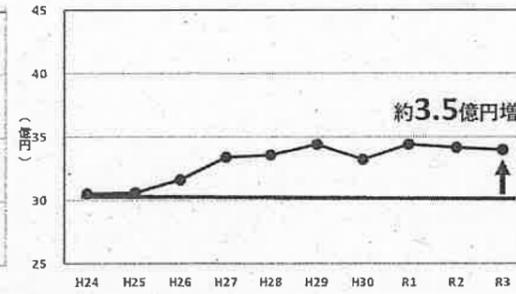


- ・歳出については、高齢化に伴い増大する社会保障財源の確保や老朽化した公共施設等への対応のほか、自治体 DX の推進やゼロカーボン社会の実現に向けた環境対策、防災・減災の対策など新たな財政需要への対応など、今後も財政需要の増嵩が想定されます。
- ・帯広市においては少子高齢化の進行により、この 10 年間で児童福祉費や社会福祉費などの扶助費が約 7.5 億円、医療・介護の繰出金が約 3.5 億円増加しています。

【過去 10 年間の扶助費の推移】（一財ベース）



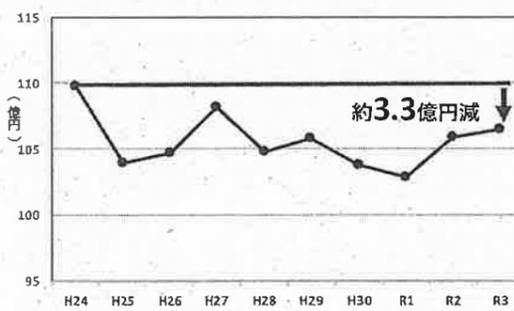
【過去 10 年間の医療・介護繰出金額（※）の推移】



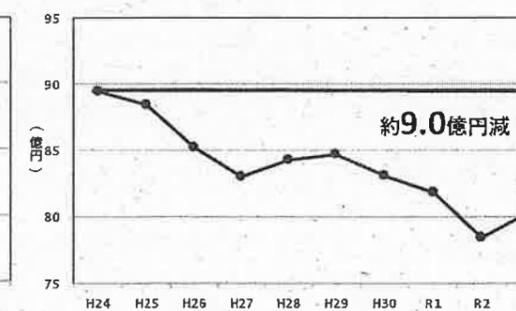
※一般会計から「国保会計」、「介護保険会計」、「後期高齢者医療会計」への繰出金額（一財ベース）の合計

- ・一方で、帯広市職員の人件費は、平成 18 年度から平成 27 年度に定年退職者数のピークを迎え、退職手当の増加などにより高水準で推移してきました。その間、清掃業務の民営化や公立保育所の再編などの行財政改革などに取り組み、この 10 年間で約 3.3 億円の減少となっています。
- ・公債費については、適正な市債発行に努めてきたことから、約 9 億円の減少となっており、増大している歳出を現時点において抑えている状況です。

【過去 10 年間の人件費の推移】（一財ベース）



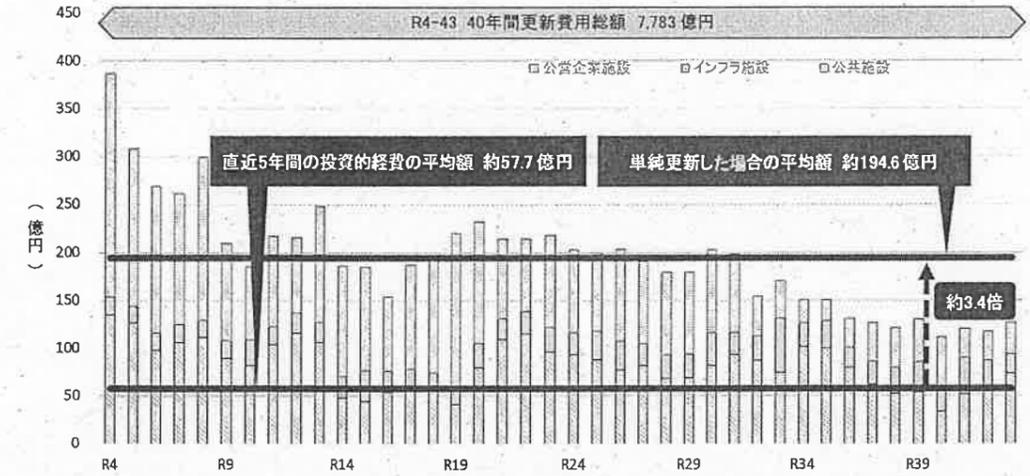
【過去 10 年間の公債費の推移】（一財ベース）



- ・公債費（市の借金返済）が減少していることは、健全な財政運営に寄与しているとも言えます。（※）家庭に例えていえば、20 年間の住宅ローンが終了したものの、今後は 20 年かけて老朽化してきたメンテナンスに費用を要することに相当します。帯広市の公共施設等は約 280 あり、今後再び投資的経費が増加していく見込みです。

※ただし、市債（市の借金）には、世代間の負担調整や年度間の財源調整といった機能もあります。

【公共施設等の更新費用の推計】（引用元：帯広市公共施設マネジメント計画）



4. 検討の視点

- ・今後の行政課題と基金との関係の把握
- ・既存基金の取り崩し、積立ルールを点検し、条例改正の必要性の整理
- ・新規基金の創設、既存基金の廃止、統合の必要性の整理
- ・大学基金残高の用途についての検討
- ・財政マネジメントツールとしての基金のあり方の検討

5. 検討のスケジュール（予定）

項目	令和5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基金のあり方に関する事項												
既存基金の検証作業等												
検討に関する報告（総務委員会）												
令和6年度予算編成												
帯広市高等教育整備基金に関する事項												
寄附者説明の実施（経過等の説明、寄附金の意向確認）												
基金条例の廃止提案、関連予算の提案												

■帯広市基金一覧

別紙

会計	No	基金の名称	設置年度	根拠法	基金の設置目的
一般 会 計	1	財政調整基金	S43	地方財政法第4条の3	財政の長期にわたる健全かつ円滑な運営と財政調整のための財源に充てる。
	2	減債基金	S62	地方財政法第4条の3	市債の償還財源を確保するとともに市債の適正な管理を行ない、健全な財政運営に資する。
	3	高等教育整備基金	H3	地方自治法第241条	地域の優れた人材を育成し、活力ある地域社会づくりに資するため、高等教育整備の費用に充てる。
	4	福祉基金	S59	地方自治法第241条	福祉及び保健の増進を図る施策の費用に充てる。
	5	こども未来基金	H20	地方自治法第241条	次代を担うこどもたちの健やかな成長と豊かな心を育む施策の費用に充てる。
	6	環境基金	H22	地方自治法第241条	環境モデル都市行動計画事業の推進及び環境対策の費用に充てる。
	7	農業振興基金	S50	地方自治法第241条	農業振興の費用に充てる。
	8	森林環境振興基金	H31	地方自治法第241条	森林整備・保全に係る費用に充てる。
	9	商工観光振興基金	H16	地方自治法第241条	商工業及び観光事業の振興の費用に充てる。
	10	国際親善交流基金	S55	地方自治法第241条	国際感覚の高揚及び国際親善交流の振興の費用に充てる。
	11	都市開発基金	S58	地方自治法第241条	都市開発事業を推進し、その円滑な遂行を図るための資金に充てる。
	12	帯広の森基金	S61	地方自治法第241条	緑を守り育て緑豊かなうらおいのあるまちづくりをめざす帯広の森をはじめとする緑化推進事業の費用に充てる。
	13	教育振興基金	H16	地方自治法第241条	帯広市奨学条例目的達成及び帯広市の教育研究実践、及び教育環境の整備に必要な費用に充てる。
	14	こども学校応援地域基金	H28	地方自治法第241条	学校、家庭及び地域が相互に連携し、地域ぐるみで子供を応援するために実施する取組の費用に充てる。
	15	ふるさと文化基金	H1	地方自治法第241条	風土に根ざした文化振興の費用に充てる。
	16	図書館図書整備基金	S48	地方自治法第241条	図書館の図書購入に必要な費用に充てる。
	17	おびひろ動物園ゆめ基金	H28	地方自治法第241条	動物園の動物展示施設等の整備及び動物の購入に必要な費用に充てる。
	18	スポーツ振興基金	S50	地方自治法第241条	スポーツ振興の費用に充てる。
	19	職員退職手当基金	S56	地方自治法第241条	一般職の職員の退職手当に充てる。
特別 会 計	20	国民健康保険財政調整基金	S39	地方自治法第241条	国民健康保険の給付に要する費用の支払いに不足を生じたときの財源に充てる。
	21	介護給付費準備基金	H12	地方自治法第241条	帯広市の介護保険の給付に要する費用の支払のための財源に充てる。
	22	中島霊園基金	H14	地方自治法第241条	中島霊園の健全かつ円滑な運営を図るための費用に充てる。
	23	ばんえい競馬振興基金	H19	地方自治法第241条	ばんえい競馬の振興の費用に充てる。
	24	ばんえい競馬施設原状回復支払準備基金	H19	地方自治法第241条	帯広市が行うばんえい競馬の実施に伴い、引き続き使用している場外発売所及び備品等について、施設の現状回復及び処分を行う必要が生じた場合に、その費用に充てる。
	25	ばんえい競馬財政調整基金	H19	地方自治法第241条	ばんえい競馬事業の健全かつ円滑な運営と財政調整のための財源に充てる。
	26	ばんえい競馬施設等整備基金	H27	地方自治法第241条	帯広競馬場及び帯広市ばんえい競馬直営場外発売所の、施設及び設備の整備に要する経費の財源に充てる。